

# 第7 消防教育

## 1 教育方針

本県は、台風、洪水、地震、津波など多数の災害発生要因を有しているとともに、近年の産業の進展による都市の広範化、流通の活性化による交通事情の急激な変化、さらには情報化、高齢化などにより社会環境が大きく変化しようとしており、これに伴って各種災害発生の増加が予想される。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、消防に対する県民のニーズは増大し、消防機関はその期待に応じる必要が不可欠である。

一方で、団塊世代や組合消防発足時の採用者の大量退職により、消防本部職員の構成が若年化し、災害対応力の低下が懸念されている。

こうした状況のなか、消防に対する県民の期待と関心はより一層高まりを見せており、救急需要の更なる増加と相まって救急処置の高度化、大規模災害への対応など消防需要にも迅速的確な対応が求められているほか、警防、予防、救急、救助、防災・危機管理等の広範な業務を任務とする消防職員及び消防団員の資質の向上を図ることは喫緊の課題となっている。

こうした情勢を踏まえ、平成27年4月1日から新たに定めた宮城県消防学校教育基本計画(第I期計画 平成27年度～平成31年度)により、「宮城の安全・安心を担う真の消防人を創る」の基本理念に基づき、「協働と参画」・「選択と集中」・「震災からの教訓」・「創造力の醸成」の4点を基本方針とし、基本的な消防業務の知識・技能を身につけさせるとともに、初任総合教育の更なる充実と効率化、専科教育及び特別教育の高度専門化、幹部教育の階層に相応しい組織運営教育の充実強化等を図ることにより、大規模災害や複雑化する災害に即応できる高度な専門知識と技能を修得させ、防災・危機管理意識の醸成と、更には組織活動の基本である規律の保持、体力の錬成、正しい倫理感と協調精神を涵養し、積極的かつ能率的に職務を遂行できる消防人の育成に努める。

## 2 教育計画

消防学校規則（昭和46年宮城県規則第35号）第2条に定めるところにより年間の教育訓練計画を策定し、計画的に教育訓練を実施した。

### (1) 消防職員の教育訓練

#### ア 初任総合教育

新規に採用された消防職員に対し、職務遂行に不可欠な基礎知識、技能の習得、人格の形成、厳正な規律の保持及び旺盛な士気と体力の錬成を図り、職務を的確に遂行できる基本教育（初任教育）を行うとともに、高度な救助・救急技術の専門的教育訓練（救助科・救急科）を一体的に行い、多様な現場活動に即応できる人材を育成するための総合的な教育訓練を行う。

#### イ 専科教育

現任の消防職員に対して特定の分野に関する専門的な教育を行う。

- ① 「警防科」 ② 「予防査察科」 ③ 「救急科」

ウ 幹部教育

幹部として習得すべき事項に関する教育訓練を行う。

- ① 「初級幹部科」

エ 特別教育

専門的分野を重点的に習得する教育訓練を行う。

- ① 「救急救命士再教育講習」 ② 「救急救命士処置拡大講習」

## (2) 消防団員の教育訓練

ア 基礎教育

新任の消防団員に対して基礎的な教育訓練を行う。

イ 専科教育

現任の消防団員に対し特定の分野に関する専門的な教育訓練を行う。

- ① 「機関科」

ウ 幹部教育

幹部として習得すべき事項に関する教育訓練を行う。

- ① 「指揮幹部科（現場指揮課程）」 ② 「指揮幹部科（分団指揮課程）」

エ 特例教育

必要に応じ、消防団員を対象として基礎教育に準じた基礎的な教育訓練を行う。

- ① 「現地教育」

## (3) 消防職員及び消防団員以外の者の教育訓練

一般教育

幼少年消防クラブ指導者をはじめ自衛消防組織又は自主防災組織等の構成員に対して基礎的な教育訓練を行う。

- ① 「幼少年消防クラブ指導者研修」

## 3 教育内容

### (1) 消防職員の教育訓練

初任総合教育については基礎的な学術及び技能を、専科教育等については、専門知識、技能の習得に効果のある教育を実施した。

### (2) 消防団員の教育訓練

教育訓練計画に基づき、実科、学科について、各教育それぞれ特色のある教育を実施した。

### (3) 消防職員及び消防団員以外の者の教育訓練

一日入校による教育訓練を行うことにより、幼少年消防クラブ指導者等の防火防災意識の高揚に努めた。